

新青少年教育施設整備運営事業

第2回意見交換会における対話内容

- ・令和2（2020）年5月に実施した新青少年教育施設整備運営事業に関する第2回意見交換会における対話内容を公表します。
- ・意見交換会参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等があると考えられるものが含まれる対話内容については、掲載していません。

令和2（2020）年6月5日

栃木県

○意見交換会における対話内容

No.	資料	頁等	タイトル	内容	回答
1	入札説明書	5頁	入札参加者の構成等	業務の一部を請け負う協力企業はSPCから委託された構成員からの受託としてよろしいでしょうか。	協力企業は、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者としてください。 なお、SPCから直接業務を受託又は請け負うほかに、構成員から業務を受託又は請け負うことを妨げるものではありません。
2	要求水準書	21頁	宿直室の要求水準書	宿直室には、浴室・トイレ・洗面設備を設ける、とあります。浴室は、不要と感じており、シャワーブースに変更しても良いでしょうか。また、トイレは、近接して配置すれば、宿直室内には不要としていただけないでしょうか。	原案のとおりとし、浴室のシャワーブースへの変更やトイレの室外配置は、いずれも不可とします。
3	要求水準書	56頁	宿泊を伴う利用の料金の考え方	宿泊を伴う利用の料金について、利用者が館内ではなく野外活動広場で宿泊した場合の利用料金の考え方についてご教示ください。	既存施設の取扱いと同様、利用者から施設の利用料金を徴収することを想定しています。
4	事業契約書(案)	36頁	新型コロナ等の事案に伴うリスク負担	現在、新型コロナによる緊急事態宣言が発令されておりますが、本事案は不可抗力に該当すると思われまます。 今般の新型コロナの影響は、実際の施設休業を余儀なくされた期間だけではなく、長期間にわたる影響・景気の落ち込みも考えられます。今後も同様な事案が発生する可能性も否めません。その場合において、実際の休業期間だけでなく、影響を及ぼしたと合理的に示すことができた場合には、その損害についても協議対象としていただきたくお願いいたします。	個別の事象ごとに協議・判断しますが、不可抗力に含めることが合理的であると考えられる場合は対象とします。